

第4節 放送政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

我が国の放送は、1925年にラジオ放送が開始されてから100年余りを迎えている。

その間、放送法の制定（1950年）、テレビ放送の開始（1953年）、カラーテレビ放送の開始（1960年）、衛星放送の開始（1989年）、BSデジタル放送の開始（2000年）、地上テレビ放送のデジタル化（2003年～2013年）、4K・8K衛星放送の開始（2018年）といった歴史を刻みながら、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する社会的な役割を一貫して担ってきた。また、国民・視聴者の生命・身体确保安全確保のために必要な情報を迅速かつ確実に提供する点でも大きな役割を果たしている。2024年1月に石川県能登地方の地震が発生した際には、関係者の高い使命感の下で、被災地の放送ネットワークや受信環境、取材網の維持が図られ、災害放送を通じて放送の重要性が再認識された。

現在、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送の料金収入を基盤とする民間放送事業者の二元体制の下で、地上放送（テレビ、ラジオ）、衛星放送及び有線放送が行われており、地上テレビ放送だけでも、NHKと民間放送事業者127社がそれぞれの放送対象地域において放送を行っている。

2 今後の課題と方向性

近年、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化等を背景に、コンテンツの視聴形態が変化し、テレビ離れが加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。放送事業者においては、広告料収入が減少し、放送ネットワークの維持が困難になるなどの構造的な変化が生じている。

その一方で、デジタル時代において、情報の伝送手段が多様化し、インターネット上で偽・誤情報の問題等が顕在化する中で、放送の役割としては、取材に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信し、国民・視聴者の相互理解を促進すること等も期待されている。

こうした中で、国民・視聴者のニーズを捉えた質の高い放送コンテンツを製作し、多様化した伝送手段によって広く送り届けていくこと、災害に強い効率的な放送ネットワークを構築していくこと等が今後の放送政策を進めていく上での課題となる。

総務省においては、放送がその社会的な役割を引き続き果たしていくことができるように放送制度を不断に見直すとともに、放送ネットワークの強靱化や放送コンテンツの製作・流通の促進等に取り組んでいる。

関連データ 1日15分以上テレビを見る率（「行為者率」：平日平均）

出典：NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」
URL：<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00372>（データ集）



関連データ 世帯主別普及率「テレビ」対「スマートフォン」

出典：内閣府「消費動向調査」を基に作成
URL：<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r08/html/datashu.html#f00373>（データ集）



2 デジタル時代における放送制度

1 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

総務省では、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討するため、2021年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「放送制度検討会」という。）を開催している（図表Ⅱ-2-4-1）。

放送制度検討会は、2030年頃の放送の将来像として、デジタル技術を最大限活用しつつ、放送ネットワークに係るコスト負担を軽減するとともに、インターネット配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届けること、経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の柔軟な見直しを行うこと等を掲げている。こうした方向性の下で、2022年8月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（以下「第1次取りまとめ」という。）^{*1}、2023年10月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（以下「第2次取りまとめ」という。）^{*2}、2024年12月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」（以下「第3次取りまとめ」という。）をそれぞれ公表した^{*3}。

総務省では、後述のとおり、これらの取りまとめを踏まえて、2023年から2025年までに放送制度の見直しを実施した（図表Ⅱ-2-4-2）。

2025年4月からは、地域情報確保のための経営環境の整備、放送事業者の事業の多角化に資するインターネット配信、インターネット同時配信の普及に応じた放送制度のアップデート、デジタル空間における放送番組への接触機会の確保について検討を進めた。その検討結果として、2026年5月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」を公表した^{*4}。総務省では、放送制度検討会における一連の議論を踏まえて、放送制度の更なる見直し等の検討を進めるとともに、放送事業の成長と持続可能性を確保していくための総合的な方策の検討を継続していくこととしており、同月には今後の放送事業の在り方について情報通信審議会に諮問した^{*5}。

*1 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年8月5日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000236.html

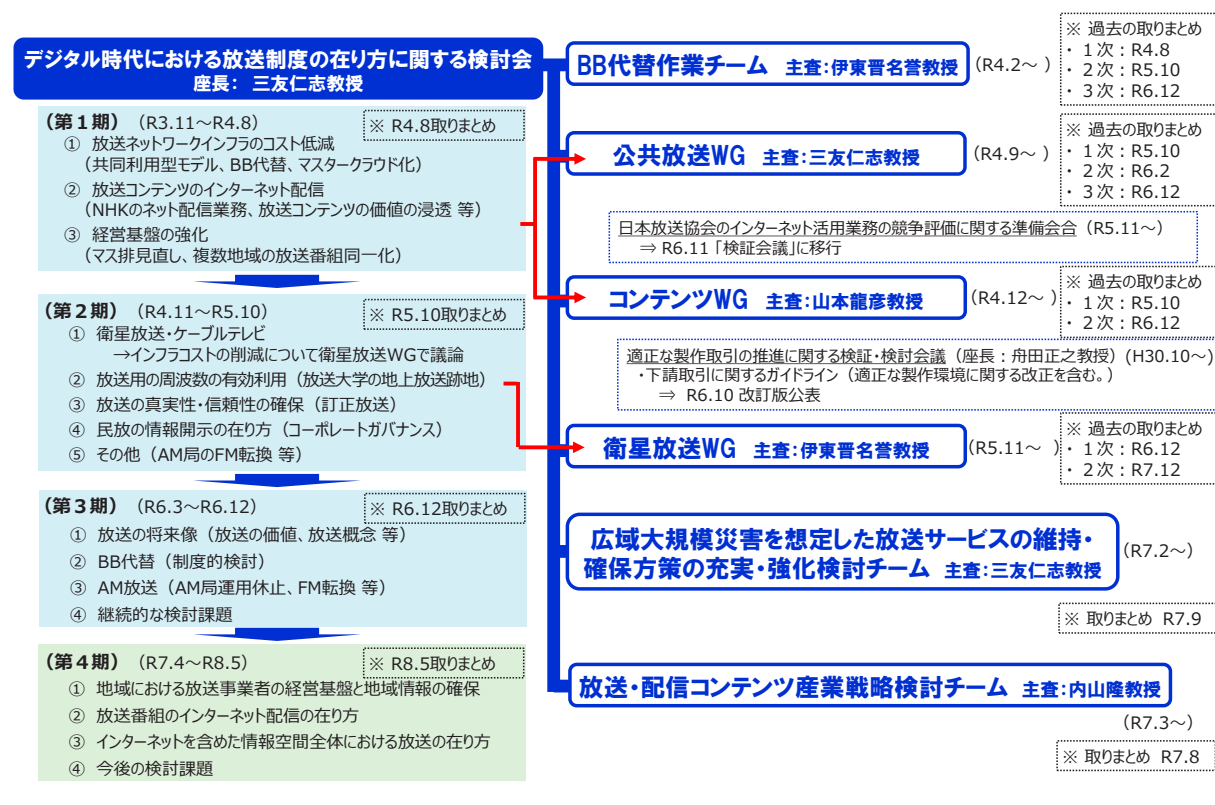
*2 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（2023年10月18日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html

*3 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」（2024年12月13日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000296.html

*4 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）」（2026年5月19日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000329.html

*5 「『情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方』についての情報通信審議会への諮問」（2026年5月8日）：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000328.html

図表Ⅱ-2-4-1 放送制度検討会の構成



図表Ⅱ-2-4-2 近年の放送法改正

- 2019 ● 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）成立・公布**
- ① NHKのインターネット活用業務の対象の拡大 ※放送番組の常時同時配信
 - ② NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実
 - ③ 衛星基幹放送の業務の認定要件の追加
- 2021 ● デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 検討開始**
- 2022 ● 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）成立・公布**
- ① 情報通信分野の外資規制の見直し
 - ② NHKの還元目的積立金
 - ③ NHKの関連事業持株会社への出資
 - ④ NHKの受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金
 - ⑤ 他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力
 - ⑥ 基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表
- デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第1次）
- 2023 ● 放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）成立・公布**
- ① 複数の放送対象地域における **放送番組の同一化**
 - ② 複数の特定地上基幹放送事業者による **中継局の共同利用**
 - ③ 基幹放送事業者等の **業務管理体制**の確保
- デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）
- 2024 ● 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）成立・公布**
- ① NHKの **放送番組等の配信に係る業務の必須業務化**
 - ② 民間放送事業者等が行う放送の **難視聴解消措置に対するNHKの協力義務**の強化
- デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）
- 2025 ● 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）成立・公布**
- 地上波の基幹放送事業者が **中継局を廃止する際の規律**の整備 ※代替措置及び公表

2 近年における放送制度の見直し

ア 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

従来、地上放送を行う放送事業者は、放送局の親局・中継局設備を自ら構築し、保有・運用・維持管理を行ってきたが、地上テレビ放送のデジタル化に向けて整備された中継局設備の更新時期が到来する中で、その全てを個社で保有し続けることは困難になりつつある。そうした中で、放送制度検討会の第1次取りまとめにおいては、中継局設備の共同利用が放送事業者の経営の選択肢になり得ることが示された。これを踏まえ、2023年5月には放送法及び電波法が改正され、共同利用会社（NHKの子会社）がNHKを含む複数の特定地上基幹放送事業者の中継局を一括で管理・運用することが可能となった^{*6}。

その後、中継局設備の共同利用の実現に向けて、同年12月に中継局共同利用推進全国協議会が発足したほか、2024年5月までに全国各地において地域協議会が発足し、ロードマップの作成、関係者の役割分担、各地域での更新計画の策定・実行の在り方の3点について検討が進められた。また、同年12月には共同利用のための準備会社である株式会社日本ブロードキャストネットワークがNHKの出資により設立され、2025年12月の全国協議会では同社が全国のミニサテライト局^{*7}を対象に共同利用事業を実施すること等についてNHKと民間放送事業者が合意した。この合意に基づき、中継局設備の共同利用に向けた取組が進められている。

イ 地上基幹放送事業者等がやむを得ず中継局を廃止する際の受信者保護規律

中継局設備の中でも特に小規模なものは、世帯カバー率に比して維持費用が高額であり、放送事業者の経営を圧迫する要因となっている。しかしながら、中継局設備を廃止すれば、その中継局設備から放送を受信していた受信者は、放送番組を視聴できなくなるなどの大きな不利益を被るおそれがある。そこで、受信者の保護を図るため、放送制度検討会の第3次取りまとめ等も踏まえて、2025年4月に電波法及び放送法が改正された。これにより、地域の人口の著しい減少その他の理由によりやむを得ず中継局設備を廃止する際には、ブロードバンド等（ケーブルテレビ、IPTV、配信サービス等）の活用によってその放送番組を引き続き視聴できるようにする措置を講ずることが地上基幹放送事業者等の努力義務（受信者保護規律）とされたほか、中継局設備を廃止して有線設備で代替する場合等には、電波利用料財源による給付金の支給を受けることが可能となった^{*8}。

同年10月の法施行後、先述の全国協議会等を活用し、小規模な中継局設備等をやむを得ず廃止する際のブロードバンド等を活用した代替的な視聴手段の確保について検討が進められている。これに先立ち、総務省では、中継局設備を廃止する地上基幹放送事業者が遵守することが望ましいと考えられる対応等について解説したガイドライン^{*9}を公表した。

ウ NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつある。こうした中で、NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、2024年5月、放送制度検討会の第2次取りまとめ等^{*10}を踏まえて、放送法が改正された。

^{*6} 「放送法及び電波法の一部を改正する法律」（令和5年法律第40号）

^{*7} 空中線電力が一定以下の中継局（親局や大規模局等の電波が遮蔽されている、山間部等の小さな集落をカバーする中継局）のこと。

^{*8} 「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）

^{*9} 「地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドライン」（2025年9月19日）：
https://www.soumu.go.jp/main_content/001029396.pdf

^{*10} 「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」（2023年10月18日）及び「公共放送ワーキンググループ取りまとめ（第2次）」（2024年2月28日）：

https://www.soumu.go.jp/main_content/000907572.pdf

https://www.soumu.go.jp/main_content/000931107.pdf

これにより、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務がNHKの必須業務として位置付けられた。その中で、番組関連情報^{*11}の配信については、NHKが自らの判断と責任において行うため、自ら業務規程を定める仕組みとなっており、総務省では、法律に基づき、その内容について、学識経験者及び利害関係者の意見を聴き、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること等の法律上の要件に適合することを確認している^{*12*13}。

この改正法が施行されたことに伴い、NHKでは、2025年10月1日から新たなインターネットサービスである「NHK ONE」を開始し、放送番組の同時配信及び見逃し・聴き逃し配信並びに番組関連情報の配信を行っている。

エ マスメディア集中排除原則の緩和

上記ア～ウのほか、総務省では、放送制度検討会の第1次取りまとめ及び第2次取りまとめを踏まえて、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、省令^{*14*15}を改正し、地上放送と衛星放送のマスメディア集中排除原則^{*16}をそれぞれ緩和した。

3 AMラジオ放送に係る取組

民間AMラジオ放送事業者が使用しているAM送信設備には設置後50年以上が経過しているものが多く、老朽化が深刻な状況となっている。こうした中、民間AMラジオ放送事業者においては、AMラジオ放送の難聴を解消すること等を目的として導入されたFM補完放送の開始によってAMとFMの両方の設備に係るコスト負担が発生しているほか、事業収入が減少傾向にあるため、AMラジオ放送設備の更新費用が経営上の課題となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断としてAM放送からFM放送への変更（FM転換）やFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を行った場合の影響を検証するため、総務省では、6か月以上の期間AM局の運用休止を行うことを可能とする特例措置を設けることとし、その内容や要件、手続について示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年3月公表、2024年12月改定）」を公表した。当該基本方針に基づく特例措置の適用を受け、一部のAM局において、2024年2月以降、順次運用休止が実施されているところである。総務省では、運用休止の結果を踏まえ、必要な制度整備について検討を行う予定である。

4 衛星放送における諸課題への対応

2018年12月にBS放送及び東経110度CS放送で始まった4K・8K衛星放送を視聴することが可能な受信機等の累計出荷台数は、2026年3月には約2,570万台に達しており、着実に普及が進んでいるといえる。

^{*11} NHKが放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

^{*12} 総務省では、2024年11月から「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催し、NHKの業務規程の内容が改正放送法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴いたところ、適合していないとする意見は見られなかった。「日本放送協会の業務規程に係る意見」（2024年12月18日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/000982600.pdf

^{*13} 番組関連情報に「教養」分野を追加するという業務規程の変更届出に伴い、2025年11月から「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催し、NHKの業務規程の変更内容が法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴いたところ、適合していないとする意見は見られなかった。「日本放送協会の業務規程に係る意見」（2025年12月17日）：https://www.soumu.go.jp/main_content/001046232.pdf

^{*14} 「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第13号）

^{*15} 「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令」（令和6年総務省令第67号）

^{*16} 放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針であり、一の者が保有又は支配関係を有する基幹放送の数が制限されている。

衛星放送を取り巻く環境が変化する中で、総務省は、放送制度検討会の下で「衛星放送ワーキンググループ」を開催している。同会合では、2024年までに「衛星放送に係るインフラコストの低減」、「地上波代替における衛星放送の活用」、「右旋帯域の有効利用」、「衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い」及び「災害発生時における衛星放送の活用」について、具体的・専門的な議論を行い、取りまとめを公表した。

2025年7月からは、2015年に策定された「4K・8K推進のためのロードマップ」が射程としていた年を迎えたことも踏まえ、その間の視聴環境の変化や現在の4K衛星放送の状況等を確認し、政策的観点やメディア戦略等の観点から、今後の4Kコンテンツの流通や利用の拡大に向けて取り組むべき方向性等の議論を進めた。2025年12月に公表された取りまとめでは、衛星放送及び4Kをめぐる現況を踏まえて、4Kに関するビジネスモデルの再検討が必要であると、4Kコンテンツをインターネット配信等へも多面的・複線的に展開していくことが有効であるとされた。また、放送事業者が国内を対象に4Kコンテンツを配信するプラットフォームの検討の在り方が示されるとともに、放送事業者による4Kを基礎としたコンテンツ製作の推進や海外市場への展開の促進等に取り組んでいくことが適当とされた。

総務省では、同会合での議論を踏まえ、2029年度後半の打上げを目標としているBS放送とCS放送の新規共同衛星に係る無線局の免許について、2026年中に公募を開始するために必要な手続を進めている。

3 放送ネットワークの強靱化

放送は、公衆の生命・財産の確保に不可欠な生活情報等の伝達や信頼性ある社会の基本情報を提供する重要な社会的役割を担っており、健全な民主主義の発展に資する社会的基盤となっている。その一方で、近年、我が国では大規模な自然災害が相次いで発生しており、特に2024年の能登半島地震・豪雨の際には、地上波テレビ・ラジオの中継局やケーブルテレビが停波する事態となった。また、同年8月には南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、広域大規模災害の発生も懸念されている。

総務省では、2025年2月から放送制度検討会の下で「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を開催し、放送を維持するための方策や代替手段等の検討を行った上で、同年9月、放送ネットワークの強靱化や被災した場合の早期復旧のための支援の継続・拡充に取り組むべきであること等を内容とする取りまとめを公表した^{*17}。そして、2026年5月、取りまとめを受け実施した状況をまとめるとともに、放送が、その社会的役割を維持していくための具体的取組を示した「放送ネットワーク強靱化アクションプラン」を策定・公表した^{*18}。

これらを踏まえ、「放送ネットワーク整備支援事業」(図表Ⅱ-2-4-3)において、地上基幹放送(地上波テレビ、ラジオ)やケーブルテレビの放送ネットワークの強靱化を支援する取組を進めている。地上基幹放送ネットワークについては、放送事業者や地方公共団体等による予備設備や緊急情報伝達装置の整備、停電対策、耐震対策、ラジオの難聴解消等のための取組を支援しており、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算においては、中継ルートの変更、耐震対策の強化(耐震診断費の支援、南海トラフ地震による被害想定が大きい地域への耐震改修工事の補助率かさ上げ)に対する支援について拡充した。また、ケーブルテレビネットワークについては、伝送路の光ファイバ化や放送設備の多重化等の強靱化の取組への支援を行うとともに、石川県能登地方の地震により被害を受けたケーブルテレビの災害復旧支援を継続しており、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算においては、地方公共団体等が

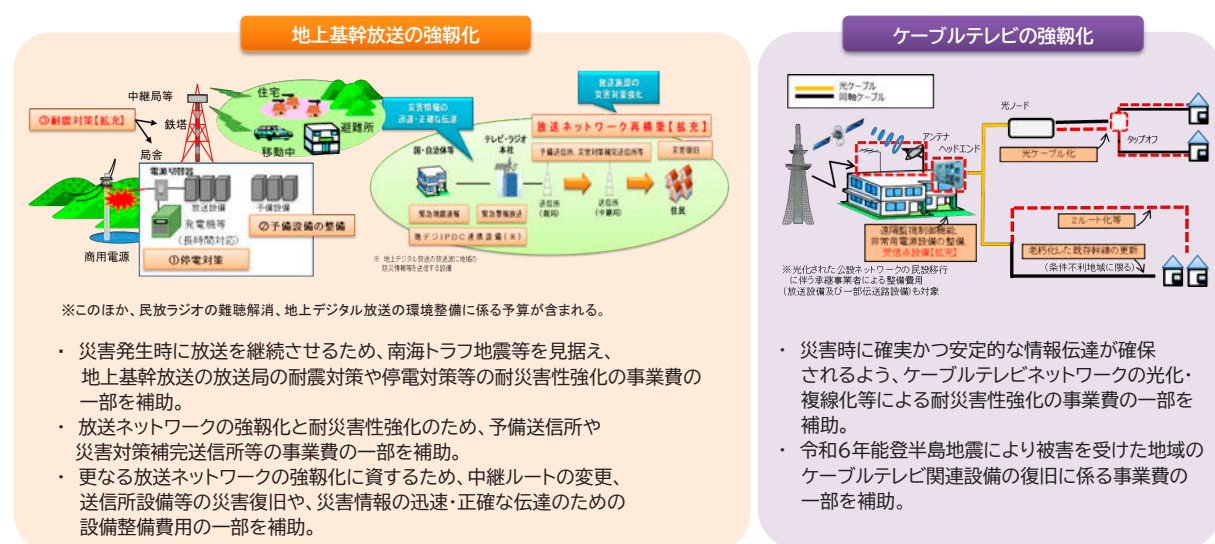
^{*17} 「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム取りまとめ」(令和7年9月12日): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000160.html

^{*18} 「放送ネットワークの強靱化に向けた今後の取組」(令和8年5月12日): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000174.html

所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて整備を行う民間事業者等（承継事業者）に対する補助率のかさ上げや受信点の複数拠点整備等に対する支援について拡充した。

また、難視聴地域でのテレビ放送の視聴環境を確保するため、「辺地共聴施設の相談支援窓口」を設置し、辺地共聴施設の光ファイバ化や有線放送サービスへの移行を支援するとともに、令和7年度補正予算においては、同窓口において専門家等による共聴施設の現地調査や設計業務等を行う技術的支援業務について拡充した。

図表Ⅱ-2-4-3 放送ネットワーク整備支援事業



4 放送コンテンツ製作・流通の促進

1 放送・配信コンテンツ産業の競争力確保

世界のコンテンツ市場は今後更なる成長が予測されており、我が国においてもコンテンツ産業を基幹産業として位置付け、戦略的に取り組むこととしている。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月閣議決定）では、日本発のコンテンツの海外市場規模を、2033年までに20兆円とする目標が定められている。

このうち、特に放送コンテンツについては、外部環境や収益構造の変化に晒されており、産業競争力の確保が不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、総務省では、2025年3月から放送制度検討会の下で「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を開催し、放送・配信コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策、官民連携の在り方等について、コンテンツ製作・流通を担う放送事業者、番組製作会社、動画配信プラットフォーム、広告代理店といった関係事業者のほか、学識有識者や構成員からもヒアリングを行い、集中的に議論を重ね、対応策の方向性について検討、整理を行った。その結果は、同年8月に同会合の取りまとめとして公表した。

当該取りまとめを踏まえて、実写コンテンツの展開力強化に向けて官民の推進体制を整備し、実行計画（アクションプラン）を策定するとともに、取組状況の把握等を行うことを目的として、2026年1月に「実写コンテンツ展開力強化官民協議会」を立ち上げた。これには、放送事業者、番組製作会社、配信事業者に加えて、商社、金融機関等が参画し、放送・配信コンテンツを軸とした実写コンテンツの製作力強化、海外展開の促進等について検討を行った。その結果を踏まえて、同年4月に「実写コンテンツ展開力強化アクションプラン」を策定しており、今後は官民において取組を実施することとしてい

る（図表Ⅱ-2-4-4）。

図表Ⅱ-2-4-4 実写コンテンツ展開力強化アクションプラン

実写コンテンツの現状と今後の方向性

- ◆ 放送・配信コンテンツを軸とした我が国の実写コンテンツは海外展開の大きなポテンシャルを有する。製作力の強化と海外展開の促進を図る。
- ◆ コンテンツ展開モデル：海外展開や配信による国内外への展開も当初から目指すモデルへの転換
- ◆ 5年間の目標設定と、海外輸出額の目標（2033年に2500億円以上）、官民によるコンテンツ投資額の増加
- ◆ NHK還元目的積立金により「実写コンテンツ製作力強化基金（仮称）」を設置して、関係者が協力して人材育成等を実施

取組

海外展開・製作・資金調達 ～海外・配信を目指すコンテンツの支援と、配信PFの強化～	人材育成・製作力強化 ～世界に通用する実写コンテンツを製作する人材の育成～	地域コンテンツ製作力・発信力の強化 ～配信による地域コンテンツの展開～
■ 海外展開・配信を目指すコンテンツに対する製作支援の大規模化・長期間化 ■ 外部資金調達環境の整備 ■ 配信PFを通じた海外展開の推進 ■ 日本企業が参画する配信PFの海外展開に対する大規模・長期間の支援 ■ 配信PF上の視聴データ等を活用したコンテンツ展開 ■ 海外の現地配信PFとの連携 ■ 国際見本市を通じた展開の実施 等	■ 年間1000人規模の専門人材の育成（プロデューサー、映像製作技術者、事業展開人材等の育成） ■ スタジオ機能を備えた「実写コンテンツ人材育成トレーニングセンター」の構築 ■ DX推進を通じたコンテンツ製作効率化 ■ 生成AI、VFX等を活用したコンテンツ製作の実証 ■ 製作力強化のための調査研究 等	■ ローカル局をはじめとする地域におけるコンテンツの配信の促進 ■ 権利処理や配信を起点とした事業展開に係る人材の育成 ■ 地域におけるコンテンツの製作支援 ■ 地方のロケ誘致支援、地域におけるアーカイブ化推進の検討 等

2 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及等に伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から重要な取組となっている。その一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたっては、著作権等の権利処理ができないことによるマスキング等の処理（いわゆる「フタかぶせ」）が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

そこで、総務省では、同時配信等に係る権利処理の円滑化に向けて、「著作権法」（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁とともに関係者から意見を聴取するなど、制度改革の方向性を検討した。その結果、2021年5月に「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立し、その円滑化に関する措置が講じられた。改正後の2022年4月には民間放送事業者5系列揃っての同時配信が実現した。

総務省では、本格化しつつある同時配信等について、権利処理の動向を注視しながら、更なる円滑化に向けた検討を行っている。特にローカル局においては、権利処理に係る事務作業に対応する人員やノウハウが不足していることから、権利処理の効率化に資するシステムの構築に関する検証を実施している。

3 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、2018年度から放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点で、有識者等で構成される「放送コンテンツの製作取引及び製作環境の適正化に関する検証・検

討会議」(旧：放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議)を開催し、その議論等に基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(2009年2月策定)を累次改訂するなど、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施するとともに、当該ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組製作会社に対してヒアリングを行うなどの実態把握を進め、発覚した問題点について、「受託中小企業振興法」(旧：「下請中小企業振興法」)(昭和45年法律第145号)第4条等に基づく指導等を行うほか、当該ガイドラインの周知・啓発のための講習会を開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口である「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

また、2026年1月には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(昭和31年法律第120号)等の施行に伴い、当該ガイドラインを第9版に改訂し、2026年度より就業環境の全体像を把握するための調査を実施することとしている。

4 放送コンテンツの海外展開

動画配信サービスにより国内外で様々な映像コンテンツが視聴される中で、我が国のドラマ、ドキュメンタリー等の実写の放送コンテンツが拡大する市場を取り込むためには、国内放送にとどまらずに、海外での放送・配信を前提としたコンテンツを製作し、官民が連携して海外展開を積極的に図る必要がある。

また、コンテンツの海外発信は、デジタル赤字解消という経済的観点に加えて、日本の魅力を海外に伝え、我が国の自然・文化等への関心を高めることから、文化的・外交的観点からも極めて重要である。

このため、総務省では、引き続き、実写コンテンツについて、VFX等先進的映像設備等を活用した製作支援、タイにおける配信実証、プロデューサー等の人材育成、コンテンツの国際見本市等におけるセミナー開催等に取り組んでいる。加えて、2026年度からは、企画開発力の強化のため、シリーズドラマ等の企画案を発表する国外イベントの実施を通じた国際共同制作等外部資金を活用する製作や、ショート動画ドラマ等新たな形態のコンテンツ製作の推進に取り組むこととしている。

5 その他の政策動向

1 放送事業者におけるガバナンス確保

国民の共有財産である電波を用いて事業を行う放送は、公共性及び言論・報道機関として大きな社会的影響力を有し、様々なステークホルダーからの信頼を存立の基盤としている。先般、民間放送事業者において、広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤を失いかねないばかりか、放送に対する国民の信頼を失墜させる事案が生じたことを受け、総務省では、2025年6月から「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行った。2026年1月には「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を公表し、放送が今後ともその社会的役割を果たし続けることができるよう、放送事業者におけるガバナンス確保に関する取組の基本的な考え方を整理した上で、事案の未然防止のための取組、事案発生後の対応について取りまとめた。具体的には、①「基幹放送普及計画」(昭和63年郵政省告示第660号)を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認すること、②経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合において、適時に一定の基準に基づく報告の手続を設けること、③特に必要な場合には、免許時に条件を付すことについて検討を行うべ

きとされた。また、今後、官民が連携してフォローアップする仕組を整備することも提言された。

これを踏まえ、総務省では基幹放送普及計画の変更等^{*19}及び省令の改正^{*20}を行うとともに、放送事業者におけるガバナンス確保に関する情報共有及び意見交換を行うため、「放送事業者におけるガバナンス確保の推進に関する円卓会議」を2026年4月から開催した。

2 受信者利益の向上等

ア 視聴覚障害者等向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定（2018年2月、2023年10月改定）し、放送事業者の自主的な取組を促している。また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費に対する助成を行っている。生放送番組への字幕付与には多くの人手とコストがかかることに加え、特殊な技能を有する人材等を必要とすることから、2020年度からは、最先端のICTを活用したシステムを含む生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

イ 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機等から放送番組の視聴履歴等を収集・分析することで、例えば、地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供等に有効に活用することが可能となる一方、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を推知すること等も技術的には可能になってしまうという課題がある。総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、放送受信者等の個人情報を取り扱うすべての者が遵守すべき放送分野固有のルールを2022年3月に「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」として定め、累次の改正を行ってきた。引き続き、視聴データ等の活用による放送受信者の利益の向上とプライバシー保護の両立を推進していくこととしている。

*19 基幹放送普及計画の一部を変更する件（令和8年総務省告示第157号）

放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書及び事業収支見積書の変更の届出に関する事項を定める件（令和8年総務省告示第158号）

*20 電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第53号）